

通所介護 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域等

事業所名	デイサービスセンター ふじの木
指定番号	3470207527
所在地	広島市佐伯区藤の木157番21号
管理者の氏名	尾形 昌克
電話番号	082-929-6033
FAX番号	082-929-6023
通常の事業実施地域	広島市佐伯区

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	業務の一元的な管理	1名	-	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2名	-	2名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名	-	2名
介護職員	介護業務	7名	2名	9名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名 (兼務)	-	1名

(3) 設備の概要

○ 食堂 1室

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○ 機能訓練室 1室

利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○ その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

営業曜日	定 員	営業時間帯	サービス提供時間
月曜日～土曜日 ※	40名	8時30分～17時30分	10時～15時30分
※ ただし、12月30日～1月3日まで休みとします。			

(5) 第三者評価

第三者評価実施の有無 有

3 サービスの内容

(1) 送迎

送迎車により、事業所と自宅の間を送迎いたします。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

居宅介護支援事業所や家族と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

創作、レクリエーション、体操、カラオケ等の余暇活動を実施します。

(7) 排泄

必要に応じ、排泄介助をいたします。

※リハビリパンツ、パット等を使用の方は、予備をお持ちください。

4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護報酬告示額

(ア) 基本料金（1日につき）

事業対象者	単位数	利用者負担額
要介護1	570円／日	596円
要介護2	673円／日	704円
要介護3	777円／日	812円
要介護4	880円／日	920円
要介護5	984円／日	1,029円

※ 介護報酬告示額に、乙地域加算（10.45）をかけて計算した額です。

※ 利用者負担金額は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。

(1) 加算料金等

- ・入浴加算 40単位／日 42円
- ・介護職員等処遇改善加算 (II) 加算率 9.0%

(2) その他の費用

- ・食事の提供に要する費用 700円
- ・送迎費用 事業者が送迎を行わなかった場合、片道50円（47単位）を1日の利用料から引かせていただきます。

一ヶ月当たりの利用料金 円

5 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 利用者は事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (4) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- (5) お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

6 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7 業務継続計画への対応

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、また、非常時の体制下で早期の業務再開を図るための業務継続に向けた計画（BCP）の策定を行います。業務継続計画は定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を実施します。

8 感染症の予防及び蔓延のまん延の防止のための対策

事業所での感染症の予防及びまん延の防止に関する指針に基づく委員会を定期的に開催します。従業者に対して委員会の内容の周知とともに、業務継続に向けた計画(BCP)を踏まえた、感染症の予防及びまん延の防止の研修、実施訓練を定期的に実施します。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や家族への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 利用者の尊厳

利用者的人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待防止の推進

利用者的人権の擁護、虐待の防止を推進するため、高齢者虐待防止のための指針に基づく委員会を定期的に開催します。従業者に対して委員会の内容の周知を図るとともに、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

15 ハラスメント防止対策

事業者は、職員への権利侵害を防止するため、介護現場におけるハラスメント（利用者や家族等からの職員への身体的暴力、精神的暴力及びセクシャルハラスメント）に対して組織的な対応を行います。また、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を活用し、職員のメンタルヘルスケアに取り組み、ハラスメント防止に向けた施策の充実を図ります。

16 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口責任者	尾形 昌克（役職）管理者
窓口担当者	山崎 智美（役職）生活相談員
	金子 千穂（役職）生活相談員

ご利用時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 082-929-6033

※ 公的機関においても、苦情申し出ができます。

広島市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係

所在地 : 広島市中区国泰寺町1-6-34

電話番号 : 082-504-2183

17 損害賠償について

当事業所において、施設の責任により利用者に生じた損害について、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた時は、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明をし、交付しました。

<事業者>

所在地 広島市佐伯区藤の木157番21号
事業所名 デイサービスセンター ふじの木
(指定番号 3470207527)

管理者名 尾形 昌克 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービスについて、重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印 (続柄)

2024.06.01 改